

## 令和7年度第8回岡崎市農業委員会総会 議事録

### 1 開会の日時及び場所

令和7年12月3日（水）

午前9時30分から

岡崎市役所 福祉会館6階 大ホール

### 2 会議に付した議案

#### (1) 議案

議案第52号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第53号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第54号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第55号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第56号 非農地通知交付申請について

議案第57号 農用地利用集積等促進計画について（意見）

議案第58号 農用地利用集積等促進計画について（要請）

議案第59号 地域計画の変更について（意見）

#### (2) 報告

報告第34号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第35号 現況証明願について

報告第36号 農地の転用のための届出の受理について

報告第37号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第38号 農地転用許可後の事業計画変更（5条）の承認について

### 3 出席委員

#### （農業委員）

1番 石川 修次、2番 木俣 壽人、3番 酒井 功二、4番 柴田 若江

6番 浅岡 治徳、7番 太田 智代、8番 太田 政俊、9番 神谷 六雄

10番 酒井 美明、11番 成田 恭淑、12番 保田 眞吉、13番 加藤 健一

15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一

19番 鈴木 泰孝

#### （農地利用最適化推進委員）

20番 市川 充、21番 小野 盛光、22番 中根 良夫、23番 太田 立身

24番 倉橋 寿樹、25番 畔柳 雅人、26番 柴田 享、27番 原田 隆志

28番 太田 昌宏、29番 高木 政昭、30番 八田 導英、31番 加藤 良則

32番 畔柳 則宏、33番 新家 和義、34番 新實 文夫、35番 阿部田 光春

36番 鈴木 安光、37番 山口 和雄、38番 山内 隆一

### 4 欠席委員

5 番 竹田 圭一、14 番 内藤 成一郎

5 出席事務局職員等

- (1) 農業委員会事務局 事務局次長、主事
- (2) 農務課 主査、主事

6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は5番の竹田 圭一委員と14番の内藤 成一郎委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは6番の浅岡 治徳委員と7番の太田 智代委員にお願いいたします。  
それでは議事にしがいて、議案第52号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って7件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。なお、申請番号36番は山内委員が申請代理人となってみえます。そちらについて後程審議しますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見をお願いいたします。

石川 委員：申請番号33番 調査年月日は令和7年11月23日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

保田 委員：申請番号34番 調査年月日は令和7年11月28日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号35番 調査年月日は令和7年11月28日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

市川 委員：申請番号 37 番 調査年月日は令和 7 年 11 月 30 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

柴田(享) 委員：申請番号 38 番 調査年月日は令和 7 年 11 月 27 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

新實 委員：申請番号 39 番 調査年月日は令和 7 年 11 月 22 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、申請番号 36 番を審議するため、山内委員には一度退室していただきます。

(山内委員退出)

会長：それでは、申請番号 36 番について調査担当委員の意見をお願いいたします。

近藤 委員：申請番号 36 番 調査年月日は令和 7 年 11 月 27 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。それでは、山内委員には入室していただきます。次に、議案第 53 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 4 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

片岡 委員：申請番号 56 番 調査年月日は令和 7 年 11 月 28 日。本案件は、現在建築工事請負業を行っているが、新規事業として飲食店を開業するに伴い、店舗敷地及び駐車場が不足するため、申請地を転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

柴田(享) 委員：申請番号 57 番 調査年月日は令和 7 年 11 月 27 日。本案件は、現在とび・土木工事業を営んでいるが、事業拡大に伴い現借地では手狭であるため、申請地を資材置場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木(安) 委員：申請番号 58 番 調査年月日は令和 7 年 11 月 22 日。本案件は、現在賃貸住宅に家族 2 人で暮らしているが、出産を控えており、子が生まれると手狭になるため、申請地に自己用住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 59 番 調査年月日は令和 7 年 11 月 22 日。本案件は、現在賃貸住宅に家族 3 人で暮らしているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に自己用住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

酒井(功) 委員：申請番号 58 番と 59 番について、分家住宅なのかを教えてください。

事務局：申請番号 58 番は分家住宅で、受人と渡人は親族であるということは確認しております。申請番号 59 番については、親族関係であるというところは確認しておりませんが、分家の要件は建築指導課で確認しており、要件があるため建築ができるということなので、こちらでも許可できるということになっております。

鈴木(安) 委員：申請番号 59 番の受人と渡人は親族関係です。

酒井(功) 委員：ということは、分家住宅ですね。ありがとうございました。

会長：ありがとうございました。その他ご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第 54 号を議題といたします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 3 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

柴田(享) 委員：申請番号 10 番 調査員の竹田圭一委員が本日欠席のため、26 番柴田が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 7 年 11 月 25 日となっております。本案件は、申出事由の生じた方が、死亡により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できたとのことです。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可となっております。

申請番号 11 番 調査年月日は令和 7 年 11 月 27 日。本案件は、申出事由の生じた方が、病気をされ体調不良により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可いたします。

畔柳(則) 委員：申請番号 12 番 調査年月日は令和 7 年 11 月 22 日。本案件は、申出事由の生じた方が、死亡により農業に従事することができなくなったことによるものです。

調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものといたします。次に、議案第 55 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

畔柳(則) 委員：申請番号 8 番 調査年月日は令和 7 年 11 月 22 日。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、自作により農業を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りを行ったところ、申請地について農地の耕作がされていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 9 番 調査年月日は令和 7 年 11 月 22 日。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、自作により農業を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りを行ったところ、申請地について農地の耕作がされていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものといたします。次に、議案第 56 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（非農地通知交付申請について、議案書に沿って1件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

浅岡 委員：申請番号10番 調査年月日は令和7年11月30日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、非農地と認定し、通知するものといたします。次に、議案第57号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用集積等促進計画（意見）について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、支障ないものとします。次に、議案第58号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用集積等促進計画（要請）について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、要請するものとします。次に、議案第 59 号を議題といたします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局：(地域計画の変更(意見)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、意見なしとします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

|                                |      |
|--------------------------------|------|
| 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について       | 4 件  |
| 現況証明願について                      | 3 件  |
| 農地の転用のための届出の受理について             | 3 件  |
| 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について | 18 件 |
| 農地転用許可後の事業計画変更（5 条）の承認について     | 1 件  |

会長：本件につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。  
これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 30 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（6番）

岡崎市農業委員会委員（7番）